

○合志市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業実施要綱

平成29年5月23日

告示第32号

(目的)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第19条の3第3項に規定する医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等（以下「小児慢性特定疾病児童等」という。）に対し、日常生活用具（以下「用具」という。）を給付することにより、日常生活の便宜を図り、福祉の増進に資することを目的とする。

(事業の実施)

第2条 この事業の実施主体は、合志市（以下「市」という。）とする。ただし、市は、事業の実施に当たって、用具の給付等を適切に実施することができる者（以下「事業者」という。）に事業の実施を委託することができる。

(給付対象者)

第3条 用具の給付を受けることができる者は、市内に住所を有し、次の各号の要件を満たす者とする。

- (1) 法第19条の3第3項に規定する医療費支給認定を受けている者
- (2) 小児慢性特定疾病に係る施策以外の法の規定又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条第1項第6号の規定による日常生活上の便宜を図るために用具の給付を受けることができない者
- (3) 1ヵ月以内に施設等から退所し、在宅になる予定の者で、その生活のために用具の給付等が必要と認められる者

(給付用具)

第4条 用具の種目等は、別表第1に定めるとおりとする。

2 市長は、用具を給付した者に対して、別表第1に規定する当該用具の耐用年数を経過していないときは、当該用具と同種のものを給付しないものとする。ただし、次のいずれかに該当するときは、この限りではない。

- (1) 納付した用具が修理できない等の理由により使用が困難となったとき
- (2) 操作機能の改善等に伴う新たな機器を再給付することで、使用効果が向上する場合

(給付の申請)

第5条 用具の給付を希望する対象者又はその保護者（以下「申請者」という。）は、小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付申請書（様式第1号）に法第19条の3第7項に規

定する医療受給者証の写し及び市長が必要と認める書類を添えて申請するものとする。

(調査)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、必要な調査等を行い、小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付調査書（様式第2号）を作成しなければならない。ただし、市長が必要と認めるときは、申請者に対し医師意見書の提出を求めることができる。

(決定)

第7条 市長は、前条の調査により用具の給付の要否を決定したときは、小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付決定通知書（様式第3号）・却下決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により用具の給付を決定したときは、小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付券（様式第5号。以下「給付券」という。）を申請者に交付するものとする。

(用具の給付)

第8条 前条第1項の規定による用具の給付の決定を受けた者（以下「給付決定者」という。）は、事業者に給付券を提出して用具の給付を受けるものとする。

2 前項の事業者とは、合志市日常生活用具給付等事業実施要綱（平成18年合志市告示第147号）により委託契約を締結したものとす。

(用具の管理)

第9条 用具の給付を受けた者は、当該用具を給付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないものとする。

2 市長は、前項の規定に違反したときは、当該用具の給付に要した費用の全額又は一部を返還させることができる。

(費用の負担)

第10条 給付決定者又はこれを扶養する者は、その収入の状況に応じて用具の給付に要する費用の一部を直接業者に支払わなければならない。

2 前項の費用の基準は、別表第2に定める額とする。

(事業者への支払い)

第11条 市長は、業者の請求により、用具の購入に要した費用の額と別表第3に定める用具の基準額とを比較して少ない方の額から前条第2項に定める額を控除した額を当該業者に支払うものとする。

2 前項の規定による業者の請求の際は、給付券を添付しなければならない

(給付台帳の整備)

第12条 市長は、用具の給付の状況を明確にするため、小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付台帳（様式第6号）を整備するものとする。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年4月22日告示第19号）

この告示は、公布の日から施行し、改正後の合志市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業実施要綱の規定は、令和2年4月1日から適用する。

附 則（令和3年2月3日告示第19号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年6月2日告示第17号）

この告示は、公布の日から施行し、改正後の合志市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業実施要綱の規定は、令和4年4月1日から適用する。

附 則（令和7年9月12日告示第65号）

この告示は、公布の日から施行し、改正後の合志市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業実施要綱の規定は令和7年4月1日から適用する。

別表第1（第4条関係）

小児慢性特定疾病児童等日常生活用具の種目及び性能等

種目	対象者	性能等	耐用年数
便器	常時介助を要する者	小児慢性特定疾病児童等が容易に使用し得るもの。（手すりをつけることができる。）	8年
特殊マット	寝たきりの状態にある者	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	5年
特殊便器	上肢機能に障害のある者	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年
特殊寝台	寝たきりの状態にある者	腕、脚等の訓練のできる器具を附帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角	8年

		度を個別に調整できる機能を有するもの	
歩行支援用具	下肢が不自由な者	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ、歩行器等であること。 ア 小児慢性特定疾病児童等の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となるもの	8年
入浴補助用具	入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの	8年
特殊尿器	自力で排尿できない者	尿が自動的に吸引されるもので小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの	5年
体位変換器	寝たきりの状態にある者	介助者が小児慢性特定疾病児童等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	5年
車椅子（電動以外のみ）	下肢が不自由な者	小児慢性特定疾病児童等の身体機能を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの	5年
頭部保護帽	発作等により頻繁に転倒する者	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	3年
電気式たん吸引器	呼吸器機能に障害のある者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの	5年
クールベスト	体温調節が著しく難しい者	疾病の症状に合わせて体温調節のできるもの	1年
紫外線カットクリーム	紫外線に対する防御機能が著しく欠けて、がんや神経障害を起こすことがある者	紫外線をカットできるもの	—
ネブライザー	呼吸器機能に障害のある者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの	5年

(吸入器)	る者	易に使用し得るもの	
パルスオキシメーター（動脈血中酸素飽和度測定器）	人工呼吸器の装着が必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることができる可能な機能を有し、小児慢性特定疾病児童等又は介護者が容易に使用し得るもの	5年
ストーマ装具（蓄便袋）	人工肛門を造設した者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が用意に使用し得るもの	—
ストーマ装具（蓄尿袋）	人工膀胱を造設した者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が用意に使用し得るもの	—
人工鼻	人工呼吸器の装着又は気管切開が必要な者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が用意に使用し得るもの	—
チューブ型包帯	皮膚疾患群に罹患しており、軽微な外力により水疱やびらんを生じ、皮膚障害を起こすことがある者	外力から皮膚を保護できるもの	—

別表第2（第10条関係）

徴収基準額表

階層区分	世帯の階層（細）区分	徴収基準月額 (円)	加算基準月額 (円)
A階層	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯	0	0
B階層	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯	1,100	110
C階層	A階層及びB階層を除き当該年分の市町村民税均等割の額のみ課税世帯	2,250	230
D階層	A階層及びB階層所得割の年額		

及びC階層を除き 当該年度分の市町 村民税の課税世帯 であって、その市 町村民税所得割の 額の区分が次の区 分に該当する世帯	3,000円以下 D1階層	2,900	290
	3,001～5,800円 D2階層	3,450	350
	5,801～8,700円 D3階層	3,800	380
	8,701～13,000円 D4階層	4,250	430
	13,001～17,400円 D5階層	4,700	470
	17,401～22,400円 D6階層	5,500	550
	22,401～28,200円 D7階層	6,250	630
	28,201～58,400円 D8階層	8,100	810
	58,401～75,000円 D9階層	9,350	940
	75,001～96,600円 D10階層	11,550	1,160
	96,601～121,800円 D11階層	13,750	1,380
	121,801～175,500円 D12階層	17,850	1,790
	175,501～221,100円 D13階層	22,000	2,200
	221,101～380,800円 D14階層	26,150	2,620
	380,801～549,000円 D15階層	40,350	4,040
	549,001～579,000円 D16階層	42,500	4,250
	579,001～700,900円 D17階層	51,450	5,150
	700,901～849,000円 D18階層	61,250	6,130
	849,001円～1,041,000円 D19階層	71,900	7,190
	1,041,001円以上 D20階層	全額	左の徴収基準

			額の10% ただし、その額 が8,560円に満 たない場合は 8,560円
--	--	--	---

備考

1 徴収月額の決定の特例

ア A階層以外の各層に属する世帯から2人以上の対象者が、同時に別表2の徴収基準額表の適用を受ける場合は、その月の徴収基準月額の最も多額な対象者以外の対象者については、同表に定める加算基準月額によりそれぞれ算定するものとする。

イ 10円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。

ウ 対象者に民法（明治29年法律第89号）第877条に規定する当該対象者の扶養義務者がないときは、徴収月額の決定は行わないものとする。ただし、対象者本人に市町村民税が課されている場合は、本人につき、扶養義務者に準じて徴収月額を決定するものとする。

2 世帯階層区分の認定

(1) 認定の原則

世帯階層区分の認定は、当該対象者の属する世帯の構成員及びそれ以外の者で現に対象者を扶養しているもののうち、当該対象者の扶養義務者のすべてについて、その市町村民税等の課税の有無により行うものである。

(2) 認定の基礎となる用語の定義

ア 「対象者の属する世帯」とは、当該対象者と生計を一にする消費経済上の一単位を指すのであって、夫婦と対象者が同一家屋で生活している標準世帯は勿論のこと、父が農閑期で出稼ぎのため数箇月別居している場合、病気治療のため一時土地の病院に入院している場合、父の職場の都合上他の土地で下宿し時々帰宅することを例としている場合などは、その父は対象者と同一世帯に属しているものとする。

イ 「扶養義務者」というのは、民法第877条に定められている直系血族（父母、祖父母、養父母等）、兄弟姉妹（ただし、就学児童、乳幼児等18歳未満の兄弟姉妹で未就業の者は、原則として扶養義務者としての取扱いはしないものとする。）並びにそれ以外の三親等以内の親族（叔父、叔母等）で家庭裁判所が特別の事情ありとして、特に扶養の義務を負わせるものである。

ただし、対象者と世帯を一にしない扶養義務者については、現に対象者に対して扶養を履行している者（以下「世帯外扶養義務者」という。）の他は、認定に際して扶養義務者としての取扱いを行わないものとする。

ウ 認定の基礎となるのは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）、災害被害者に対する租税の減免、徵収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定、平成30年8月30日健発0830第7号厚生労働省健康局長通知「小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業における寡婦控除等のみなし適用に係る取扱いについて」によって計算された地方税法（昭和25年法律第226号）により賦課される市町村民税（ただし、所得割を計算する場合には、地方税法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しない。）、及び生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付（以下「支援給付」という。）である。

- ・生活保護については、現在生活扶助や医療扶助等の保護を受けている事実、支援給付については、支援給付を受けている事実、市町村民税については、当該年度の市町村民税の課税（地方税法292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項（第2号に係る部分に限る。以下この号において同じ。）の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者及び同法第292条第1項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項の規定により当該市町村民税が課されないこととなる場合も含む。）又は免除（地方税法第323条による免除。以下同じ。）の有無をもって認定の基準とする。
- ・当該年度の市町村民税の課税関係が判明しない場合の取扱いについては、これが判明するまでの期間は、前年度の市町村民税によることとする。

(3) 徵収基準額表の適用時期

毎年度の別表2「徴収基準額表」の適用時期は、毎年7月1日を起点として取り扱う

ものとする。

3 徴収基準額表中、徴収基準額月欄に「全額」とあるのは、当該対象者の措置に要した費用について、市町村が徴収する額は、費用総額を超えないものであること。

4 徴収金基準額の特例

災害等により、前年度と当該年度との所得に著しい変動があった場合には、その状況等を勘案して実情に即した弾力性のある取扱いをして差し支えないものとする。

5 その他

令和2年度の生活保護基準の見直しによる影響を受けないよう、「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」（昭和51年4月16日厚生省発児第59号の2厚生事務次官通知）第4 保育所徴収金（保育料）基準額表備考3(3)に準じて、B階層の対象世帯のうち、特に困窮していると市長が認めた世帯についても、A階層と同様の取扱いとすること。

別表第3（第11条関係）

小児慢性特定疾病児童等日常生活用具の基準額

種目	基準額（円）
便器	4,900
特殊マット	21,560
特殊便器	166,320
特殊寝台	169,400
歩行支援用具	66,000
入浴補助用具	99,000
特殊尿器	73,700
体位変換器	16,500
車椅子（電動以外のみ）	77,440
頭部保護帽	13,380
電気式たん吸引器	62,040
クールベスト	22,000
紫外線カットクリーム	41,580／年
ネブライザー（吸入器）	39,600
パルスオキシメーター（動脈血中酸素飽和	173,250

度測定器)	
ストーマ装具（蓄便袋）	113,520／年
ストーマ装具（蓄尿袋）	149,160／年
人工鼻	128,700／年
チューブ型包帯	170,500／年

様式第1号（第5条関係）

年　月　日

合志市長　　様

(申請者)住 所

氏 名

(対象者との続柄)

合志市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付申請書

次のとおり日常生活用具の給付を申請します。

なお、日常生活用具の給付の決定のため、私の世帯に係る住民基本台帳、課税台帳、その他の当該給付の決定に必要な公簿について、市が各関係機関に調査、照会および閲覧することに承諾します。また、当該給付決定内容について、市が納入業者に情報提供することに同意します。

対象者	氏名(※)			生年月日	年　月　日(　歳)		
	住所(※)						
	疾患名						
	症状						
世帯の状況	氏名	続柄	生年月日	備考（介護の状況等）			
給付を希望する理由							
現在の住まいの状況		住宅	1 自宅 2 借家(貸主の諾否)	浴槽	1 和式 2 洋式 3 なし	便器	1 和式 2 洋式 3 携帯用
現在の介護の状況	入浴	1 他人の介助が必要 2 清拭のみ 3 入浴清拭ともしていない 4 自分でできる	排便	1 他人の介助が必要 2 便器(携帯用)使用 3 自分でできる	移動	1 車いす使用 2 他人の介助が必要 3 自分でできる	
給付を受けたい用具の名称					希望する型式、規模等		
給付上特に希望する事項							
備考							

(注)1 この申請書には、対象者の扶養義務者の前年分所得税または当該年度分市町村民税の課税額を証明する書類(生活保護法による保護または中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている場合は、その旨についての福祉事務所長の証明書)を添付すること。

2 申請者が18歳以上の対象者本人の場合、(※)は同上と記載すること。

様式第2号（第6条関係）

合志市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付調査書

申請書受理番号 年月日		第 年月日		申請者 氏名		対象者 との続柄			
対象者	氏名			生年月日	年月	日生(歳)			
	住所								
	疾患名								
	症状								
世帯の状況	氏名	続柄	年齢	課税状況			備考		
				当該年度分市町村民税	均等割	所得割			
世帯区分	1 被保護世帯または市町村民税非課税世帯 2 市町村民税均等割課税世帯 3 市町村民税所得割課税世帯 4 所得税課税世帯(税額 円) 階層区分								
住まいの状況	1 自宅 2 借家 (貸主の諸否)	給付後の生活・ 介護等の状況							
給付の必要 の有無	1 有 2 無	給付する (しない) 理由							
給付する用具	型式、規模等()								
予定価格	円	給付を受ける 者または生計 中心者が支払 うべき金額	円	公費負担 予定額	円				
その他特記事項									
年月日				調査員	職名				
				氏名					

様式第3号（第7条関係）

第 号

年 月 日

(申請者)

様

合志市長

印

合志市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました日常生活用具の給付につきましては、次のとおり決定しましたので通知します。

給付番号	第 号	給付決定 年月日		年 月 日	
対象者氏名		住所	合志市		
給付する用具名		納入業者名			
		納入業者の 住 所	TEL() -		
価格	円	給付を受ける 者またはその 生計中心者の 支払うべき額	円	公 費 負担額	円
注意事項	<p>1 用具は、対象者またはその生計中心者が費用の一部または全部を直接業者に支払うことを条件に給付されるものであり、支払うこととされた額については、必ず用具を受け取る際に支払ってください。</p> <p>2 納入業者による用具の回収は、原則として行いません。</p> <p>3 2に違反した場合には、費用の全部または一部を返還していただくことがあります。</p>				

様式第4号（第7条関係）

第 号
年 月 日

(申請者)

様

合志市長

印

合志市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付却下決定通知書

年 月 日付けで申請のありました日常生活用具の給付につきましては、審査の結果却下することに決定しましたので通知します。

理 由

様式第5号（第7条関係）

合志市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付券					
① 給付番号	第 号	② 給付券発行年月日	年 月 日		
③ 対象者氏名		④ 生年月日	年 月 日生		
⑤ 住 所					
⑥ 生計中心者 氏 名		⑦ 対象者との続柄			
⑧ 給付する 用 具 名					
⑨ 價格	円	⑩ 給付を 受ける者ま たはその生 計中心者が 支払うべき 額	円	⑪ 公 費 負 担 額	円
⑫ 納入業者名			⑬ 納入業者 の住所	TEL()	—
⑭ この券の 有効期限	受給者が 業者に提示 する期限	年 月 日	業者の 公費支払 請求期限	年 月 日	
上記のとおり決定します。 年 月 日					
合志市長 印					
⑮ 業者の納入した日	⑯ 給付を受けた者または 生計中心者から受領した額		⑰ 受領業者名および受領年月日		
年 月 日	円		年 月 日		
⑱ 用具受領者氏名			⑲ 檢収者	職名 氏名	
⑳ その他特記事項					

(注)本券は、①～⑭および⑯は合志市が、⑮～⑰は納入した業者が、⑱は保護者又は18歳以上
の対象者本人が記入すること。

様式第6号(第12条関係)

合志市小兒慢性特定疾病児童等日常生活用具給付台帳

様式第1号（第5条関係）

様式第2号（第6条関係）

様式第3号（第7条関係）

様式第4号（第7条関係）

様式第5号（第7条関係）

様式第6号（第12条関係）